

配水管布設要望取扱要綱

(平成26年3月31日25川上水設第2524号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、給水装置の所有者からの要望に基づき、水道の管理上必要な配水管の布設を行う際の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路及び公法人により道路として一般交通の用に供されている道路をいう。

(2) 私道 前号に掲げる道路以外の道路をいう。

(布設基準)

第3条 配水管の布設は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

(1) 配水管を布設しようとする道路の幅員が1.8メートル以上であること。

(2) 配水管の布設位置は、川崎市内の道路であること。

(3) 布設する配水管により水の供給を受ける給水装置の所有者が2人以上であること。

(4) 布設する配水管に付け替える給水管が4本以上であり、かつ、当該給水管に既に設置されている市の水道メーターが5個以上であること。

(5) 配水管を布設しようとする道路に埋設されている給水管から給水を受けている全ての給水装置の所有者が、配水管を布設することを要望し、かつ、配水管への付替えに同意すること。

2 私道における配水管の布設は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に

掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

(1) 私道が公道に接していること。

(2) 私道が、次のいずれかに該当する道であること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第3号に規定する道

イ 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき特定行政庁から位置の指定を受けた道

ウ 建築基準法第42条第2項の規定に基づき特定行政庁が指定した道

(3) 私道の所有者その他の利害関係人（以下「私道の所有者等」という。）

が、無償での土地の使用を承諾すること。

(要望)

第4条 配水管の布設の要望については、前条第1項第3号に規定する要望をする者の中から選出した代表者（以下「代表者」という。）が、次の各号に掲げる書類により行うものとする。

(1) 配水管布設要望書（第1号様式）

(2) 委任状（第2号様式）

(3) 布設現場の位置を示す案内図

(4) その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する書面

2 私道における配水管の布設の要望は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる書類により行うものとする。

(1) 配水管を布設しようとする道路を示す不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し

(2) 土地使用及び工事承諾書（第3号様式）

(3) 配水管を布設しようとする道路の土地所有者等を確認できる登記事項証

明書

(布設の可否の決定等)

第5条 管理者は、前条の規定による要望があった場合は、必要な調査を行い、布設の可否を決定する。

2 管理者は、前項の規定により、布設が可能と決定した場合は、要望時の使用実態に応じた配水管の口径及び必要な延長を決定し、代表者に通知するものとする。

(工事完成後の私道の確認)

第6条 代表者は、配水管を布設する工事（以下「工事」という。）の完成後は、上下水道局職員の立会いの上、配水管を布設した道路の復旧状態を確認し、道路復旧確認書（第4号様式）を提出するものとする。

(工事完成後の私道の管理)

第7条 管理者は、工事の完成後、私道の状態が配水管の維持管理に支障がある場合は、私道の所有者等に必要な措置を求めることができる。

(適用除外)

第8条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定の適用を受ける開発行為及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定の適用を受ける宅地造成に関する工事については、この要綱は適用しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて管理者が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(私道配水管布設取扱要綱の廃止)

- 2 私道配水管布設取扱要綱（昭和50年3月26日50川水工配第39号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現にされている公道における配水管の布設の要望は、第4条第1項の要望とみなし、旧要綱第4条の申請は、第4条第2項の要望とみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に存する公道における配水管の布設の要望に関する様式及び旧要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和3年3月31日2川上水路第666号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日6川上水路第734号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

配水管布設基準

公道に対する要件

- (1) 配水管を布設しようとする道路の幅員が1.8メートル以上であること。
- (2) 配水管の布設位置は、川崎市内の道路であること。
- (3) 布設する配水管により水の供給を受ける給水装置の所有者が2人以上であること。
- (4) 布設する配水管に付け替える給水管が4本以上であり、かつ、当該給水管に既に設置されている市の水道メーターが5個以上であること。
- (5) 配水管を布設しようとする道路に埋設されている給水管から給水を受けている全ての給水装置の所有者が、配水管を布設することを要望し、かつ、配水管への付替えに同意すること。

私道に対する要件

上記、公道に対する要件に加えて、

- (1) 私道が公道に接していること。
- (2) 私道が、次のいずれかに該当する道であること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第3号に規定する道
 - イ 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき特定行政庁から位置の指定を受けた道
 - ウ 建築基準法第42条第2項の規定に基づき特定行政庁が指定した道
- (3) 私道の所有者その他の利害関係人が、無償での土地の使用を承諾すること。
- (4) 工事完成後は、上下水道局職員の立会いの上、代表者が配水管布設路面の復旧状態を確認し、道路復旧確認書を提出すること。
なお、道路復旧の範囲については、必要最低限の範囲とする。

委任状

年 月 日

私は、このたび 市 区 町 丁目 番 号

..... を代表者と定め、次の場所について、配水管の布設の要望に関する一切の権限を委任します。

川崎市 区 町 丁目 番 号から

川崎市 区 町 丁目 番 号まで

委 任 者	委 任 者
住所	住所
氏名	氏名
住所	住所
氏名	氏名
住所	住所
氏名	氏名
住所	住所
氏名	氏名
住所	住所
氏名	氏名
住所	住所
氏名	氏名
住所	住所
氏名	氏名
住所	住所
氏名	氏名

(自署できない場合は記名押印してください)

土地 使用 及 び 工 事 承 諾 書

年 月 日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

〒

住 所.....

氏 名.....

（自署できない場合は記名押印してください）

電話番号.....

私が所有し、又は利害関係を有する末尾記載の土地（道路部分）に関し、次のことを了承の上、上下水道局の配水管を布設することを承諾いたします。

- 1 配水管の布設後、その道路上に工作物を設置する等、配水管の維持管理に支障があるような行為をしないこと。
- 2 配水管の布設用地に関する権利を他人に譲渡する場合は、本承諾内容を譲受人に承継し、譲受人の土地使用及び工事承諾書を提出すること。
- 3 土地使用に係る地代は、無償とすること。
- 4 老朽化、維持管理等の理由により、新たに配水管の布設を行う場合に、本市が土地を使用し、又は工事を行うこと。
- 5 布設した配水管を本市が撤去しないこと。
- 6 道路復旧確認を代表者が行うこと。
- 7 工事完成後の道路管理を行うこと。

所 有 地

地 番

道路復旧確認書

(宛先)川崎市上下水道事業管理者

住 所.....

氏 名.....

(自署できない場合は記名押印してください)

私は、 年 月 日に要望した配水管布設工事が完成し、道路が原状に復したことを
確認します。

布 設 場 所	川崎市	区	丁目	番	号から
	川崎市	区	丁目	番	号まで
確認年月日	年	月	日		